自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引き

自動車リサイクル法関連業（引取業、フロン類回収業）の
登録を受けようとする方へ

平成２５年４月

沖縄県　環境生活部　環境整備課

目　　次

Ⅰ　自動車リサイクル法関連業の申請にあたって

1　自動車リサイクル法関連業‥‥‥

Ⅰ　自動車リサイクル法関連業の申請にあたって

１　自動車リサイクル法関連業

使用済自動車の再資源化等に関する法律第２条において、自動車のリサイクルに関連する事業として、引取業（第 11 項）、フロン類回収業（第 12 項）、解体業（第１3 項）、破砕業（第１4 項）（以下、「自動車リサイクル法関連業」という。）が規定されています。

沖縄県でこれらの業を行うためには、沖縄県知事から、法第 42 条に基づく引取業の登録、法第 53 条に基づくフロン類回収業の登録、法第 60 条に基づく解体業の許可、法第 67 条に基づく破砕業の許可を受ける必要があります。

２　各事業者の役割と法の概念図

自動車リサイクル法関連業者の主な役割は次のとおりです。また、法律の概念図を次ページに示しています。

◯引取業者

・最終所有者から車を「使用済自動車」として引き取り、フロン類の有無を確認する。

・フロン類が有る場合はフロン類回収業者へ、無い場合は解体業者に引き渡す。

◯フロン類回収業者

・使用済自動車からフロン類を基準に従って適正に回収し、自動車メーカー又は輸入業者に引き渡す。

・フロン類回収後の使用済自動車を解体業者へ引き渡す。

◯解体業者

・フロン類が回収された使用済自動車を基準に従って適正に解体し、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯を回収する。また、エアバッグ類は回収して自動車メーカー又は輸入業者に引き渡すか、車上作動処理を行う。

・解体後の自動車（解体自動車）を破砕業者に引き渡す。

◯破砕業者

・解体自動車の破砕前処理（圧縮・せん断処理）及び破砕処理（シュレッディング）を基準に従って適正に行う。

・シュレッダーダスト（解体自動車の破砕後に残る廃棄物）を自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。

※　各事業者が、使用済自動車、解体自動車又はシュレッダーダストについて、引取りまたは引渡しを行う際には、自動車リサイクルシステムへ電子マニフェストによる報告をしなければなりません。

◇◇　使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図　◇◇

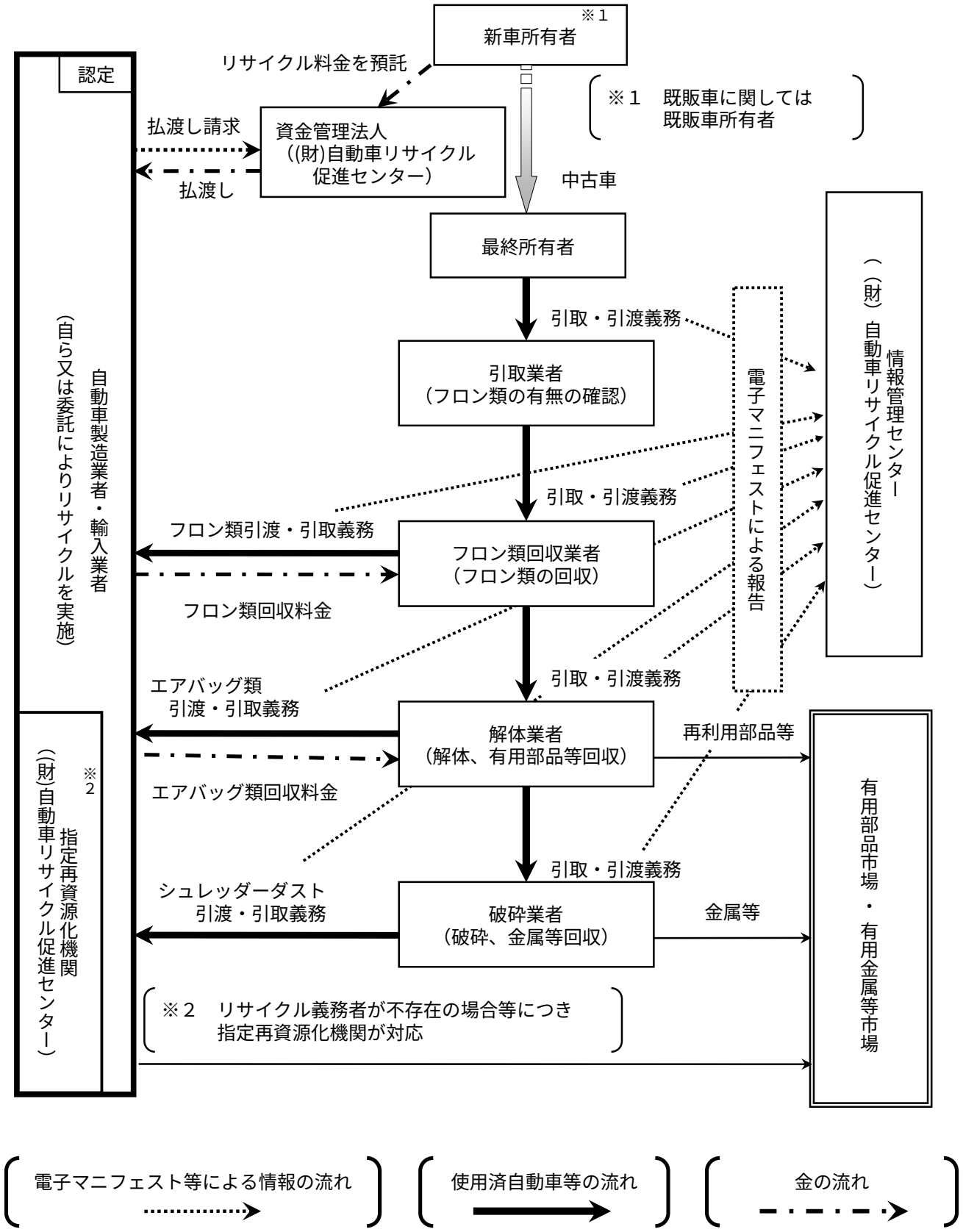

3　申請方法等

(1) 申請の受付場所：各保健所

○　各事業所を設置する場所を管轄する保健所（下表参照）に来所して申請書等を提出して下さい。また、申請の際には、担当者の形式審査を受けて下さい。

※　事業所を複数設置する場合の窓口について

ア　事務所と事業所の場所が別であったとしても、事業所が一つしかない場合は、当該事業所の所在地を所管する保健所が窓口となります。

イ　事業所を複数設置する場合は、「主たる事業所」の所在地を所管する保健所が窓口となります。

【主たる事業所】ⅰ）事務所のある事業所
ⅱ）設置時期の早い事業所
ⅲ）規模（施設の数・処理能力、敷地面積等）の大きな事業所

ウ　１つの事業所が複数の保健所管内にまたがる場合

ａ）事務所のある敷地部分を所管する保健所が窓口となります。

ｂ）事務所が別の場所にある場合は、事業所が設置されている敷地部分を所管する保健所、又は、最も面積が大きい敷地部分を所管する保健所が窓口となります。

エ　複数の事業所が複数の保健所管内にまたがる場合、主たる事業所が存在し、かつ、主たる事業所において処理施設が設置されている敷地部分を所管する保健所、又は、最も面積が大きい敷地部分を所管する保健所が窓口となります。

○　那覇市内に事業所を設置する場合には、那覇市長の許認可を受ける必要があります。
那覇市廃棄物対策課（TEL：098-951-3231）までお問合せ下さい。

(2) 申請受付時間：平日の午前９～１２時、午後１～５時

○　あらかじめ管轄の保健所に連絡して、来所日時を担当者と調整してください。

(3) 提出部数：引取業・フロン類回収業の場合　１部（申請者控えが必要であれば２部）
解体業・破砕業の場合　正副２部（申請者控えが必要であれば３部）

○　副本は、正本の写し（コピーしたもの）で構いません。

表．各保健所の連絡先・住所と管轄区域

保健所名	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 環境保全班	098-938-9787 沖縄市字美里1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所 生活環境班	098-889-6799 南風原町字宮平212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里438	石垣市、竹富町、与那国町

４　申請手数料

申請に当たっては、「沖縄県使用料及び手数料条例」に基づき、次の申請手数料が必要となります。申請手数料として、沖縄県収入証紙を銀行又は各保健所内証紙売捌き所等であらかじめ購入し、申請書に添付してください。

登録申請の種類		申請手数料の額(円)
引　　取　　業	新規登録	3,000
	更新登録	3,000
フロン類回収業	新規登録	5,000
	更新登録	5,000

５　引取業及びフロン類回収業の申請から登録までの流れ

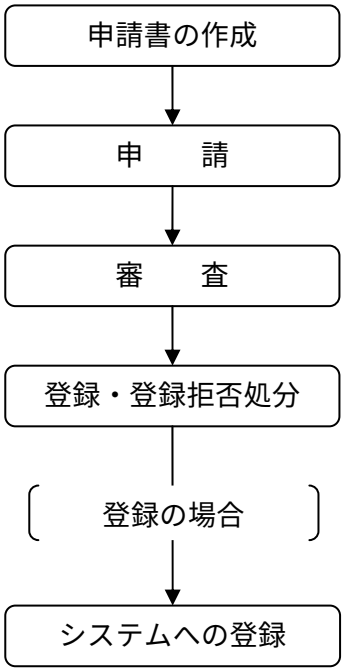

申請者が、本手引きに記載されている内容に沿って申請書を作成する。

管轄の保健所にて、申請書及び添付書類の内容を確認し、施設等の現場確認を行う。

内容に不備がなければ、管轄の保健所にて、登録通知書を発行し、申請者へ交付する。

登録を受けた申請者が、自動車リサイクルシステムへの登録手続きを行う。

６　登録後の注意点

(1)自動車リサイクルシステムへの登録

自動車リサイクル法関連業の登録を受けた後は、必ず自動車リサイクルシステムへ登録して下さい。システムへの登録には、概ね１ヶ月程度の期間を要します。

なお、システムへ登録しない場合、移動報告（電子マニフェストの使用）が行えず、実質的に業を行う事ができません。詳しくは、自動車リサイクルシステムへお問い合わせ下さい（連絡先は次ページ）。

(2)登録の更新

自動車リサイクル法関連業の登録の有効期限は５年間です。登録期限満了後も業を継続し

て行う場合は，更新申請を登録期限満了前に行って下さい。
　また、登録の更新申請を行った段階で、自動車リサイクルシステム上でも必ず手続きを行って下さい。手続きを行わずに満了日を過ぎると、移動報告（電子マニフェストの使用）が行えなくなります。詳しくは、自動車リサイクルシステムへお問い合わせ下さい。

(3)変更届出及び廃業届出
　自動車リサイクル法関連業の登録を受けている者は、法で定められた事項に変更があった場合又は廃業した場合は、事実の発生から 30 日以内に必要な添付書類を添えて所管の保健所まで提出しなければなりません。

(4)フロン類年次報告
　フロン類回収業者の登録を受けている者は、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日の間に、前年度（前年 4 月 1 日～当年 3 月 31 日）のフロン類回収実績に関する報告を行う必要があります。
　詳しくは、自動車リサイクルシステムへお問い合わせ下さい。

自動車リサイクルシステムへの連絡先

ＴＥＬ：０５０－３７８６－７７５５
平　日　/ 8 : 30 ～ 20 : 00　土日・祝日 / 9 : 00 ～ 18 : 00

ＵＲＬ : http://www.jars.gr.jp/

(5)標識の掲示
　自動車リサイクル法関連業者は、その事業所ごとの見やすい場所に、それぞれ次の事項を記載した標識（縦横 20cm 以上）を掲げなければなりません。

ア　引取業者が記載すべき事項
(ⅰ)引取業者である旨を示す内容
(ⅱ)引取業者の氏名又は名称
(ⅲ)引取業者の登録番号

記載例

自動車リサイクル法に基づく登録事業者	
根拠法令	使用済自動車の再資源化等に関する法律 第42条
登録番号	20471＊＊＊＊＊＊
登録の種類	引 取 業 者
事業所名称	＊＊解体 （連絡先　098-***-**** ）

イ　フロン類回収業者が記載すべき事項
(ⅰ)フロン類回収業者である旨を示す内容
(ⅱ)回収しようとするフロン類の種類
(ⅲ)フロン類回収業者の氏名又は名称
(ⅳ)フロン類回収業者の登録番号

記載例

自動車リサイクル法に基づく登録事業者		
根拠法令	使用済自動車の再資源化等に関する法律 第53条	
登録番号	20472＊＊＊＊＊＊	
登録の種類	フロン類回収業者	
事業所名称	＊＊解体 （連絡先　098-***-**** ）	
フロン類の種類	CFC	HFC

７　各種申請（届出）時の提出書類及び注意事項

自動車リサイクル法関連業の登録申請、変更届出又は廃業届出時において必要な提出書類一覧を７ページ以降に示していますので、参考にして下さい。

申請書様式については、環境整備課のウェブページ上にて入手できます。

URL：http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/jirihoukanren.html

なお、申請を行政書士等に委任される場合は、委任状を提出して下さい。

＊＊　注意事項　＊＊

各種申請書の記載等にあっては、次の事項に注意して下さい。

○　各種申請書の「事業所の名称及び所在地」については、全ての事業所の名称及び所在地（地番）を記載して下さい。

なお、当該施設には、事務所（自動車リサイクル法関連業の事務処理を行う場所）、使用済自動車の引取を実施する場所、フロン類回収場所等が該当します。

○　自動車リサイクル法関連業のうち、異なる申請を同時に行う場合（例：引取業とフロン類回収業を同時に申請する場合）にあっては、住民票抄本等の公的書類は、そのうちの１つに原本を添付すれば、残りの申請書等にはその写し（コピーしたもの）でも構いません。

例：引取業とフロン類回収業を同時に申請する場合

引取業　→　公的書類は、原本を添付

フロン類回収業　→　公的書類は、引取業に添付した原本の写し（コピー）を添付

○　自動車リサイクル法関連業を行うにあたって、自動車リサイクル法以外の法律（他法令）でも規制を受ける場合には他法令の許認可等も受ける必要があります。

そのため、申請の際には、他法令の規制の状況についても十分に確認して、他法令に基づく手続きを行って下さい。

表．自動車リサイクル法関連業の施設設置に係る主な関係法令等

関係法令等	調整機関
「建築基準法」に基づく許可、建築確認	県建築指導課、都市計画課 市町村都市計画課
「沖縄県県土保全条例」に基づく開発許可	県土地対策課
「森林法」に基づく開発許可	県林務課、森林緑地課
「農地法」に基づく転用許可	県農政経済課 市町村農政課
「沖縄県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の実施	県環境政策課
「自然公園法」に基づく工作物の新増改築の届出・許可	県自然保護課

※　以上の他にも関連する法令の規制がありますので、沖縄県土地対策課に問い合わせて下さい（TEL:098-866-2040）。なお、当該情報は沖縄県のウェブページ上でも確認できます。（URL：http://www.pref.okinawa.jp/tochi/kiseiara.html）

Ⅱ　登録申請時の提出書類について

1　引取業者の新規・更新登録申請時の必要書類

必要書類		備　　考
1　引取業者登録（更新）申請書	□	・様式第一（第四十六条関係）
2　【申請者が個人の場合】 住民票抄本	□	・登記事項証明書、住民票抄本については発行後３ヶ月以内のものを提出すること
3　【申請者が法人の場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□	
4　【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人である場合】 法定代理人の住民票抄本	□	
【法定代理人が法人である場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□	
5　引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	□	・残存フロン類の確認方法を記載した書類又は自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証の写し、業界団体が行う講習の受講修了証の写し等
6　事業所付近の見取り図	□	・全ての事業所について、周辺見取り図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと
7　誓約書	□	・添付書類様式１（引取業者用）

2　フロン類回収業者の新規・更新登録申請時の必要書類

必要書類		備　　考
1　フロン類回収業者登録（更新）申請書	□	・様式第三（第五十条関係）
2　【申請者が個人の場合】 住民票抄本	□	・登記事項証明書、住民票抄本については発行後３ヶ月以内のものを提出すること
3　【申請者が法人の場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□	
4　【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人である場合】 法定代理人の住民票抄本	□	
【法定代理人が法人である場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□	
5　フロン類の回収の用に供する施設の所有権を有することを証明する書類	□	・購入契約書、納品書、領収書の写し等 ・他者から借りている場合は上記の書類に加えて、借用契約書又は使用承諾書等の使用権原を証する書類も併せて添付すること
6　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	□	・当該設備の取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し等
7　事業所付近の見取り図	□	・全ての事業所について、周辺見取り図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと
8　誓約書	□	・添付書類様式１（フロン類回収業者用）

III　変更届出時又は廃業届出時の提出書類について

自動車リサイクル法関連業の登録を受けている者は、下記の事項に変更があった場合、登録業者は事実の発生から 30 日以内に都道府県知事に変更届出書を提出しなければなりません。

添付書類の記載等にあたっては、各自動車リサイクル法関連業の「新規・更新登録申請時の必要書類」の備考欄を参考にして下さい。

1　引取業者の変更届出時の必要書類

届　出　書　：　様式第二（第四十八条関係）	□
誓　約　書　：　添付書類様式１（引取業者用）	□
変更事項	添付書類
【申請者が個人の場合】 ・氏名又は住所の変更	○ 住民票抄本 □
【申請者が法人の場合】 ・名称、住所又は役員の氏名の変更	○ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） □
【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人である場合】 ・法定代理人である個人の氏名又は住所の変更 【法定代理人が法人である場合】 ・法定代理人である法人の名称又は住所の変更	【法定代理人が個人の場合】 ○　法定代理人の住民票抄本 □ 【法定代理人が法人の場合】 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書） □
・事業所の名称及び所在地	○ 変更のあった事業所付近の見取り図 □
・フロン類が含まれているかどうかを確認する体制の変更	○ 新たな確認方法を示す書類 □

2　フロン類回収業者の変更届出時の必要書類

届　出　書　：　様式第四（第五十三条関係）	□
誓　約　書　：　添付書類様式１（フロン類回収業者用）	□
変更事項	添付書類
【申請者が個人の場合】 ・氏名又は住所の変更	○ 住民票抄本 □
【申請者が法人の場合】 ・名称、住所又は役員の氏名の変更	○ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） □
【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人である場合】 ・法定代理人である個人の氏名又は住所の変更 【法定代理人が法人である場合】 ・法定代理人である法人の名称又は住所の変更	【法定代理人が個人の場合】 ○　法定代理人の住民票抄本 □ 【法定代理人が法人の場合】 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書） □
・事業所の名称及び所在地	○ 変更のあった事業所付近の見取り図 □
・フロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力の変更（回収しようとするフロン類の種類の変更を伴うものに限る。）	○ 新たな設備の能力を示す書類 □ ○ 新たな設備の所有権を示す書類 □

３　廃業届出時の必要書類

自動車リサイクル法関連業の登録を受けている者は、当該事業を廃業する場合は、事実の発生から３０日以内に下記の書類を所管の保健所に提出して下さい。

業　　種	必　要　書　類	備　　考
引　取　業　者	○　廃 業 届 出 書　□	・廃業届出書は第十四号様式（第１１条関係）を使用すること ・登録通知書は直近で交付されたものを添付すること
フロン類回収業者	○　登 録 通 知 書　□	

※　廃業する場合には、使用済自動車又は解体自動車の処理残しが無いよう、引取りを行った車両については必ず引渡しを行い、自動車リサイクルシステム上でも電子マニフェストによる報告等の処理を行った後に、廃業届出を提出して下さい。